長与町農業委員会会議録

平成２５年５月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２５年５月農業委員会総会

１．日時　　平成２５年５月２３日（木）９時３０分から１１時３０分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
会長職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第２号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　非農地証明交付願報告

６．農業委員会事務局職員

事務局長	松本　廣
農地・農政係長	田中　廣幸
農地・農政係主事	中山　高宏

事務局　おはようございます。定刻前ですが、皆さんお集まりいただいておりますので、始めさせていただきます。それでは、平成２５年５月の総会が開催されるにあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により１６人全員の出席でございますので、在任委員が総会を開催する定数に達していることをご報告申し上げます。

それでは、総会に移りますが、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事等の進行はよろしくお願いします。

議　長　皆さんおはようございます。今、局長が申したとおり、時間は少し早いようですけれども、只今から始めさせていただきます。今現在、大変皆様方におかれましては、果樹の手入れ、それから水田を耕作されておられる方は水田の準備等、大変お忙しい中に出席をいただきましてありがとうございます。

本日は議案としては非常に少ないようでございますが、事務局からいろんな報告事項がございます。議案は早く終わっても、しばらくの間ご協力をお願いしたい、そういう風に思っておりますので、よろしくお願いします。

始めに、日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名させていただきますが、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　それでは議事録署名委員に２番 辻委員、３番 辻田委員を指名いたします。

次に日程第２　本日の案件は、第１号議案、農地法第５条の規定による許可申請についてが１件。 第２号議案、農用地利用集積計画についてが１件。そして日程第３の報告事項となっております。

本日は新年度に入って２回目の、５月の総会となりますが、事務局から平成２５年度事業計画及び農業委員会系統組織で開催される予定の事業計画について、後ほど説明を受けることになっております。よろしくお願いします。また、事務局の方で、前回に引き続き勉強会の資料も準備出来ているとのことですが、進行状況を見て判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは審議に入りますが、議案等に関してご意見ご質問をされる際は、挙手をして番号氏名を必ずお願いします。なお例月のことですが、ご意見並びに質問は、議事録に記録して公開されることとなっております。また４月の総会時に申し上げましたとおり、４月分の議事録からホームページに掲載することとしておりますので、なお一層の審議内容に沿ったご発言をいただきますようお願いします。これまでの中で申し上げたとおり、いつもの総会の折に御意見ご質問等がある方が、「はい何番～です。」ということを特にはっきり、おっしゃってから質問をしていただきたい、そう思っております。

それでは日程第２。第１号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　はい、先に送付いたしました、平成２５年５月議案書の１ページをお開き下さい。第１号議案、農地法第５条の規定による許可申請について。朗読と説明をいたします。

整理番号５（５－１）。申請地が、長与町岡郷（地番）。地目が畑、現況が不耕作地。面積は２２４㎡、農地区分は農用地区域外の１筆となっております。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町嬉里郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は住宅用地で、売買の所有権移転となっております。施設の概要といたしましては、木造スレート葺の平屋建、建築面積は９４．８５㎡となっております。申請者は、現在借家にお住まいで、長与町に住居を構えて住みたいということから今回の申請となっております。

備考欄の方をご覧下さい。（譲受人）さんは隣接する現在宅地になっている宅地○○番、面積の１８７㎡と、申請地の面積を併せた合計の４１１㎡を利用されることになっています。周囲の状況を先に申し上げますと、申請地と上の耕作地の境には、石積みをしてありますが、少々劣化をしている状態が見受けられています。また、申請地の下は畑で、みかん栽培をされている状況でございます。以上の条件について、建築等に関する必要な被害防除計画及び計画図面を提出していただいておりますので、図面について若干、説明をいたします。劣化した石積みの代わりに、コンクリートで擁壁を作ります。また申請地の下のみかん畑に被害が及ばないよう、備考欄にも書いてありますとおり、雨水は側溝を設けて既設の暗渠に排水するということになっております。そして汚水は、下水道が通っておりませんので、浄化槽を設置して申請地横の水路に、雨水同様暗渠に放流することになります。浄化槽の設置につきましては、町の環境対策課にも相談をされております。また、下のみかん畑が日照での弊害がないよう、施設の概要で申し上げましたが、平屋建とすることでの配慮も示されております。

この土地は立地条件で判断いたしますと、第２種農地ということになります。許可基準の許可、不許可で申し上げれば、他の土地に立地することが出来ないという場合が基本的な条件となっておりますが、該当事項としては、この位置が中山間地域に存在する、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるという判断を理由といたしまして、議案の提出を今回させていただいております。

次に、一般基準につきましては、申請目的の実現性や資金面、先ほども申し上げておりますが、事前の書類審査を通して確認を事前にいたしております。この場所は都市計画区域外となっております。次に２ページの方をお開き下さい。土地の所在になりますけれども、国道２０７号線の途中から、温泉施設の○○に向かって下って参ります。そうしますと、○○の入口が見えますが、その入口手前から少し傾斜のある右上に登る道を約２５メートル程行った所の左側になります。字図で申しあげれば、青色で表示してある所が申請地の場所となります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　長　ただいま事務局から説明が終わりましたが、地区担当委員さんから補足説明がありましたらよろしくお願いします。

６　番　はい。６番柿本です。現地確認を５月１７日に局長さん他、業者の方、譲受人の方と現地

で立ち会いをしました。今、局長さんの方からご説明がありましたように、転用することについては、なんら問題は無いと思われます。ただ一点気になった所が、（申請地番）の横に水路があるようですが、この水路は青溝ということで、法定外公共物で、水路を使用するには占用許可とか、それに伴う占用料が発生すると思うんですけど。ここは昔は人道だけで、小さい１メートル位の道だったんですけれども、近くの農業をされる方が土地を提供されて、道路を拡幅された場所でございます。その時に水路は当然町の財産になっておりますから、当然そこに占用許可の申請が発生したものと思いますけれども、その件についてはもう時効になっていると思うんですよ。それで今後ですね、水路とか赤道、法定外公共物を特定の方が占用する場合に、どういう手続きをしてあるのか。水路に橋をかけて家を造るとなれば、橋の幅員とか、占用期間とか、どのような時に占用料を免除するのかとか、そういうことが条例でうたわれていると思うんですよ。それについての指導はどうされているんでしょうかね。ちょっとお伺いしたいなと思ってですね。

議　長　　事務局はわかる範囲内で説明をお願いします。

事務局　　私のほうで存じ上げている事しか、今のところ申しあげられないのですが、今 柿本委員さんがおっしゃったように、そういう施設であるということで私も確認をさせていただいております。ただこの当初、水路にかぶせて暗渠にしたことについては、当然 町の方に指導をいただいてすることに間違いありません、勝手にすることは出来ませんので。元々開渠であるという事が川の性格でありますので。そういう手順は踏んでいることで、過去設置をされたということは間違いないと思います。今回の件につきましては、そこが暗渠になっていろんな農業をする場合、道路、通路ということで、利用されているということは事実ですので、それは問題無いと思います。横についての、宅地化される今回の申請については、暗渠の上に建物等は建設されません。それでいけば、暗渠に関する要件については、何も問題が無いということで私の方は理解しておりますが、専門の知識となれば、管理課等が専門となりますが、今、申し上げた内容のようなところで、ご理解いただければと思います。

６　番　　はい、それとですね、もう一つよろしいでしょうか。この添付図面の表示の仕方ですけれども、国道、私道、町道、水路の着色の区分けをしていただきたい。国道は赤、町道は黄色、水路は水色とか。とこが国道でどこが私道か町道か、申し訳ないんですけどもその辺りの 着色の仕方をもう少し考えていただければなと思うんですけど。

事務局　　わかりました。次回からその辺りも配慮しながら色を変えて提出するようにいたします。

議　長　　事務局の方に私からもお願いします。今の申請場所は赤道と青溝が通っていたということですよね。ここが今ピンクで作道ということでしてありますけど、こういう場合が、青溝と赤道が通っていたわけですから、そういう場合の区分けを色分けしておけば、ああここに青溝が通っていたんだなということがわかるわけです。これからは、そういうことで。

事務局　　地積図については研究させてください。というのが、今お出ししているものが、長与町の方での地積図を基にシステムの方から出しているんですが、それ自体そういう型しか出していないんです。これ以外のものがあればですね、そういった物も検討させていただきたいと思いますが、とりあえずちょっとお時間をいただいて、確認をさせていただきたいと思います。

議　長　　柿本委員、図面はこれでよろしいですよね。

６　番　　図面はこれでいいと思います。ただ、これに着色の色分けをして、国道とか私道とか用水路とか町道とかありますよね。ここに国道２０７と書いてありますけれども、どこまで、（温泉施設名）にいくところまで入っているのかなという感じです。第三者的に見ればですね。

議　長　　それではこの字図の中で、色別の表示をさせていただくということだけでよろしいですかね。

６　番　　ここは町道ですね、ここは国道ですね、ここは県道ですねということで、着色分けをしてもらえば見やすいのではないかなと思います。

事務局　　わかりました。そのように次回からさせていただきます。

議　長　　これは、委員さんが言われるのが当然と思うんです。（温泉施設名）に下る道路も、国道も公衆用道路となっていますよね。この（温泉施設名）に下る道路は私道なんですよ、そういう物を色分けするか、私道であれば私道と、わかりやすくしてもらえれば良いと思います。公衆用道路と（温泉施設名）の私道もしてありますよね。公衆用道路といったら、私道ではないと皆さん見るんです。（温泉施設名）に行く人は自由に通られますけれども、我々農地に行く者は、許可をとらないと通らせないと言われているんですよ。我々は地主なんですが。そういう問題もあるからきちんと区分けをしてください。

事務局　はい、わかりました。

３　番　３番　辻田です。ちょっと気になったのが、（申請地番）の畑と書いてある横の赤線の道路が非常に狭く感じるような、私も知っているんですけれども、建築許可の制限はこの地区にも該当するのでしょうか。

事務局　はい、昨年、都市計画区域が線引きされていますよということで、勉強会をさせていただいた経過があると思うんですけれども、これは全国的に全て都市計画区域が設定されている所ばかりではありませんが、長与は、都市計画区域というものを定めております。その区域外の、一般の地域にこの場所はなります。ですから、建築に関しての建物については色々とあるようですが、立てる場所については都市計画区域外になりますから、規制はその分ゆるやかな地域であるということになります。

３　番　ありがとうございました。

議　長　他にご質問等ございませんか。

１５番　１５番 内村です。擁壁を造られるということで、擁壁の部分というのは、（地番）の畑に接する部分と、道路に接する部分と思われるんですけれども、これは土砂が斜めになっているから土砂を防ぐために擁壁を造られるというふうに理解しているんですけれども、そういうことでしょうか。

事務局　（地番）と（申請地番）が今回の宅地化される所、元々（申請地番）は以前建物がありましたけれども、今 平地で何もございませんけれども、（地番）、これは上段になるんですけれど、それと（地番）と（申請地番）の間ですね、今 石積みの擁壁がちょっと劣化をしておりますので、これに関して、擁壁を全てコンクリートで作り直すということです。道路につきましては、今回転用する所と並行と、高さが殆ど変わらないということですので、ここにつきましては、そういう擁壁は造りません。後は下の（地番）がみかん畑ですので、ここには水路を設けて、下のみかん畑の方に行かないように、側溝を設置するということでございます。

１５番　西側、南側と書いてあったものですから、（地番）の方かなと思いました。

事務局　申し訳ありません。

６　番　６番 柿本です。先ほどの補足説明をさせていただきます、排水関係につきましては、この地区には今年の３月頃から公共下水道が利用開始になっているんですけれども、申請をされる方は、公共下水道を利用しないで、国道の下で、ポンプアップの関係もありますので合併浄化槽を設置して、高度処理を行って、今 お話をしました水路に接続をして放流するという計画でございます。それと上水につきましては、（申請地番）、これは以前の住宅でございましたのでここに上水の引き込みがなされていましたので、今現在休止状態でございますけれども、転用の許可後、工事に着手された後につきましては、ここに上水を供給していただく考えのようでした。以上です。

議　長　今、補足説明が農業委員さんからありましたけれども、皆さん方から他に何かありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　皆さんからご意見ご質問等が無いようですので、許可申請についての審議を終了したいと思いますが、よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　それでは農地法第５条の規定による許可申請については、意見書をつけて県に進達することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しということですので、進達することにいたします。
次に第２号議案、農用地利用集積計画についてを事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　はい、次に第２号議案、農用地利用集積計画についてご説明をいたします。同じく、議案

書の１ページの方をお開き下さい。それでは朗読と説明をさせていただきます。第２号議案、農用地利用集積計画について上記議案を提出いたします。平成２５年５月２３日、長与町農業委員会会長、田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき農用地利用集積計画の決議を求められたので提案する。

次に２ページをお開き下さい。平成２５年第５号。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成２５年５月１６日、長与町長　吉田慎一。

次に３ページをご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告する。長与町長　吉田慎一。例月のとおり、年月日につきましては、総会を経て町長部局での決済後公告することになっておりますので、未記入とさせていただいております。

４ページをお開き下さい。この集計表は、これから説明いたします、５ページ分になります。詳細につきましては省略をさせていただいて、５ページの方から説明をさせていただきます。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、佐世保市里美町（地番）。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、畑、面積は２，４４６㎡。利用権の種類は使用貸借。具体的な作物は みかん となっております。平成２５年６月１日から、３０年５月３１日までの５年間、継続です。

７ページの方をお開き下さい。土地の所在になります。国道２０７号線上に○○バス停がございます。そこから国道を約○○メートル程進んで行きますと、右上に登る農道と二手に分かれております。その分かれた農道を大きく右カーブに曲がり、約○○メートル弱ほど行った右の所になります。ちなみに、その土地の手前左には、何棟かの鶏舎がございます。字図では青色に塗っているところが申請地の場所ということになります。以上でございます。

議　長　　ただ今事務局から説明が終わりましたが、関連して地区担当委員さんから補足説明がありましたらお願いをいたします。

６　番　　６番 柿本です。５月１９日に現地を確認させていただきました。借主の○○さんはだいぶ高齢の方でございますけれども、十分に、みかん作りに対して熱心に取り組まれている方で、今、現地も良く管理をされております。これは継続でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　只今、地元委員さんからの説明も終わりましたが、皆さん方からも何かご質問等ございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見ご質問が無いようですので、第２号議案、農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき決定することといたします。

次に、日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告事項についての説明をお願いいたします。

事務局　　はい。別にお渡ししております、平成２５年５月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。農地転用専決処分報告書、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出になります。１．当事者の氏名、住所、職業でございます。氏名は（氏名）さん。住所は長与町岡郷（地番）、職業は農業です。２．土地の所在等ですが、まず土地の所在は嬉里郷（地番）となっております。地目は台帳、現況とも畑でございます。土地の面積は、２，９２０㎡。土地の所有者は、申請者と同じでございます。３．転用計画ですが、転用の目的は農業用倉庫で、転用の目的に係る事業または施設の概要につきましては、２，９２０㎡のうちの、建築面積８６．６４㎡。農機具、肥料等の収納用倉庫となっております。４．申請日が平成２５年５月１３日。５．専決処分の日が平成２５年５月１７日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２５年５月２３日、長与町農業委員会事務局長、松本廣。

２ページをお開き下さい。今までは説明だけで、字図等を付けていませんでした。今回から、地図をつけてご説明させていただこうかと思っております。農業用倉庫の建築場所を説明いたします。嬉里郷の〇〇橋を過ぎたすぐ先の町道から、（店名）横を右側に入って行く所からも行けるわけですが、別ルートからの説明がしやすいと思いますので、岡郷方面からの道で説明をさせていただきます。〇〇手前の信号機から右に入りますと、北部多目的研修施設を左に見て約〇〇メートル程登る道があります。字図では、真下に道のように見える所です。先ほど申しあげた嬉里郷の嬉里谷、町道方面に通じる道ともなります。ちょうど道を挟んで両サイドに、少数の墓がございます。その道を〇〇メートル程進んで行きますと、そこから直角に、左側に登る道があります。この角地周辺は、岡郷と嬉里郷の境目になる所です。その直角に並んだ右上辺りには、１０件程の住宅も並んでおります。それを過ぎ、約〇〇メートル程行った、二又になった所がその付近で、字図では 青色で表示している所が申請地ということになります。

議　長　　報告事項ですけど、委員さんから何かあったらお願いします。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無いようでしたら、次に行事報告へ移ります。

【この後、平成２５年５月行事報告が行われた。】

これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上をもちまして、長与町農業委員会５月総会を閉会いたします。

【この後、以下の内容について説明が行われた。】

【長崎がんばらんば国体について】
【平成２５年度農業委員研修について】
【平成２５年度「ながさき農業バックアップ大作戦」における対策班の編成と推進予定について・平成２５年度長与町農業委員会年間予定について】